

あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
<b>基本目標1 全ての子どもたちが希望に満ちあふれ健やかに育つ環境の整備</b>							
<b>①幼児教育・保育の充実</b>							
1	幼児教育・保育の質の向上	幼稚園教諭や保育士等が研修を受講しやすい環境を整え、職員の専門性の向上を図るとともに、幼児教育アドバイザーをはじめ、質の向上を図る取組を研究し、更に質の高い教育・保育を提供する体制の充実を図ります。	保育課	A	2	継続して実施しました。	
2	認証保育所の充実	保護者のニーズに応じた保育に対応するため、認証保育所を支援します。	保育課	A	2	継続して実施しました。 市内2園 延べ利用者数 796人	
<b>②成長段階に応じた健全育成</b>							
3	健康診査等の実施	乳幼児の健康保持、増進を図るため、3~4か月児健康診査、6~7・9~10か月児健康診査、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、乳幼児経過観察健康診査、精密健康診査、乳幼児発達健康診査、歯科健康診査を実施します。また、むし歯予防教室・歯科予防処置も実施します。さらに、子どもの発達について、保護者への周知を図るとともに、3歳児健康診査以降も引き続き、幼稚園・保育所等と連携し、早期に適切な支援につながるよう取組を進め、必要に応じて経過観察健康診査や発達健康診査・心理相談等の事業を活用するなどして支援を強化していきます。 対象となる乳幼児が受診できるよう、広報やチラシ、母と子の保健バック等も活用し、健康診査等の必要性や重要性の周知を図ります。  《令和6年度目標値》 3~4か月児健康診査受診者(受診率) 450人(100%) 1歳6か月児健康診査受診者(受診率) 484人(100%) 3歳児健康診査受診者(受診率) 528人(100%) むし歯予防教室 ※8月・12月を除く 月1回	健康課	A	3	乳幼児健診の受診率が95%を下回らないように実施しました。  ○3~4か月児健康診査 受診者387人(受診率95.8%) 年23回実施 ○1歳6か月児健康診査 受診者381人(受診率92.5%) 年20回実施 ○3歳児健康診査 受診者522人(受診率100.6%) 年25回実施  ※各健康診査の実施にあたっては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を徹底し、実施しました。また、市内で新型コロナウイルス感染者数が増加していた令和4年2、3月については、1歳6か月児健診・3歳児健診については2・3月を延期し、3~4か月児健診については2月を延期し、3月に人数を制限し実施回数を増やし実施しました。  市広報紙やホームページへの掲載、母と子の保健バックの中に事業のチラシを同封するなど周知しました。 また、乳幼児健診の未受診者へ地区担当保健師が受診勧奨やフォローを行いました。	
4	よちよちタイム、幼児クラブ	よちよちタイムは1歳前後の親子、幼児クラブは2歳から4歳までの親子を対象とし、遊びなどを通じて子どもの集団生活への準備と親同士の交流を支援します。また、幼児クラブ及びよちよちタイムの親子を対象に幼児クラブ合同運動会を実施し、より広い交流を図ります。	子ども政策課	A	4	新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から令和3年度の実施は見送りました。また、合同運動会も同様に実施を見送りました。	
5	幼稚園における就学前児童の子育て支援事業	市内幼稚園において、未就園児やその保護者に対して子育てに関する相談に応じるなどの支援を行います。	保育課	A	2	継続して実施しました。 子育て相談 6園(うち認定こども園4園) 子育て井戸端会議 1園(うち認定こども園1園) 未就園児の保育 6園(うち認定こども園4園) 園庭・園舎の開放 5園(うち認定こども園3園) 子育て情報の提供 4園(うち認定こども園3園) 子育て講座・講演会 3園(うち認定こども園2園)	
6	保育所・幼稚園・認定こども園・学校との連携	保育所、幼稚園、認定こども園、小学校等と連携し、保育及び幼児教育から義務教育への円滑な移行を図ります。	指導室	A	3	○就学案内は5歳児対象に市内全保育園、幼稚園等に配布。 ○新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から小幼保連絡協議会はオンライン会議 ○年3回の特別支援コーディネーター連絡会に幼・保のコーディネーターの参加 (①5/11②10/15③書面開催)	

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了 【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】		
7	児童館事業	児童に健全な遊びを提供し、健康な身体の育成と豊かな情操を養い、児童福祉の向上を図ります。また、児童館の利用状況を考慮し、子ども・子育て支援事業計画の学童クラブの量の確保方策や中長期の公共施設再配置等との整合性を図りながら事業を進めていきます。	子ども政策課	A	4	令和2年度に策定した「感染症予防対策に係るガイドライン」及び文科科学省初等中等教育局健康教育・食育課より発行されている「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドラインの送付について」に従い感染防止に留意しながら開館しました。ただし、講師の招へいを伴う教室やクラブ活動は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から実施しませんでした。	
8	放課後の活動支援(新・放課後子ども総合プラン)	保護者の就労等により、放課後、家庭において適切な監護が受けられない児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図ります。 また、待機児童対策として、学童クラブでは、学校の教室をはじめ、公共施設等の有効活用を積極的に行うとともに、教育・保育施設における児童の預かりについても研究していきます。 放課後子ども教室では、学童クラブと連携し、一体型による実施を継続していきます。また、未実施校に対して開設の意向を調査し、学校との連携を図りながら、隔年で1か所以上の整備に取り組んでいきます。	子ども政策課 生涯学習推進課	B	4	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり	
9	教育相談事業	児童・生徒の心の問題への対応を一層充実するとともに、子どもの就学に対する保護者の不安等を解消するため、教育相談所、スクールカウンセラー、適応指導教室による専門的な教育相談を進めていきます。 子どもや保護者が不安や心配等を抱え込むことがないよう、各種相談員等を中心に関係機関との連携の下、柔軟な対応や情報交換に努めます。	指導室	A	3	○教育相談所 教育相談所、教育支援室(せせらぎ教室)、子ども家庭支援センターと定期的にカンファレンスを行っていましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施はできませんでした。通所相談件数1,691件、電話相談318件  ○教育支援室 不登校児童・生徒に、個に応じた指導を継続して実施しました。令和3年3月時点での在室者は体験入室を含めると32人で、そのうち中学3年生15人が卒業し、15人全員が高等学校に進学しました。  ○スクールカウンセラーの配置 令和3年度は東京都事業として、市内全公立小学校(10校)及び全公立中学校(6校)にスクールカウンセラーを全校配置しました。 スクールカウンセラー配置校連絡会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から動画視聴による研修となりました。 各学校では、スクールカウンセラー通信等にて情報を発信し、予約等を活用しながら、児童・生徒の不安の軽減に努めました。  ○スクールソーシャルワーカーの配置 令和2年度から、社会福祉士の資格をもったスクールソーシャルワーカーを3人配置しました。専門的な知識や高い技術を用いて、問題を抱える児童・生徒及び家庭の支援を行いました。令和3年度は40世帯で相談児童生徒数42人です。	

あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】	【達成度基準】
項目	事業名 (事業内容)		今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)	令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】		令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】	A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了
<b>③特に支援を必要とする子どもへの支援の充実</b>							
10	障がい児への手当等の支給	障がい児やその家族に対し、経済的な支援を行い、安定的な生活を営むことができるよう、各種手当・助成金の支給を行います。	子ども政策課 障がい者支援課	A	2	(子ども政策課) ○特別児童扶養手当 受給者数 108人 事務取扱件数 235件  (障がい者支援課) ○心身障害者福祉手当 都制度 延べ 8,892件 市制度 延べ 10,883件 ○心身障害者(児)交通費等助成金 受給者数 延べ 18,639件 ○障害児福祉手当 受給者数 延べ 395件	
11	障がい児療育体制の充実	障害の早期発見・早期対応を図るため、乳幼児健康診査の実施、健康診査後の指導の充実を図るとともに、教育・保育等の関係機関の連携により、乳幼児期から学校卒業までの一貫した効果的な支援を図ります。 また、相談支援ファイルの作成をはじめ、関係機関や専門家による検討委員会において意見交換を行い、情報の一元化や連携体制の強化を図ります。	指導室 保育課 健康課 障がい者支援課	A	2	(指導室) ○特別支援教育検討委員会を2回開催(書面開催)し、「あきる野市特別支援教育推進計画 第三次計画」の作成を通して、様々な障がいがある児童・生徒の保護者や専門家の意見を参考に、関係機関との連携の在り方について協議を行いました。 ○指導室において、スクールソーシャルワーカーを3人体制を継続し、関係機関同士の連携を円滑に行いました。  (健康課) 支援ファイル配布件数 3件 心理経過観察健康診査グループなどに参加する保護者で希望する方に配布しました。  (障がい者支援課) 医療的ケア児に関する協議の場として、あきる野市医療的ケア児等支援関係機関連絡会を2回開催しました。(教育委員会、西多摩保健所、あきる野学園、保育課、子ども家庭支援センター、健康課、障がい者支援課、あきる野市障がい者相談支援センター)  (指導室・障がい者支援課・健康課・保育課) 相談支援ファイルの作成を促すことで、情報を一元化し各機関との連携がスムーズにいくよう支援しました。	
12	障がい児保育事業	集団保育が可能な障害の程度で、保育を必要とする児童を対象に障がい児保育を実施します。幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際しては、幼児教育・保育施設と学童クラブが連携して円滑な移行を図ります。 また、障がい者福祉計画を踏まえ、医療的ケア児等に対して必要な支援が提供できる体制の整備に努めるなど、障がい児への支援の充実を図ります。	保育課 子ども政策課	A	2	(保育課) ○保育所 15園 (受け入れ人数 32人) ○幼稚園 2園 (受け入れ人数 9人) ○認定こども園 4園 (受け入れ人数 25人)  (子ども政策課) ○幼児教育・保育から学童クラブへの移行に際し、学童クラブ職員が、入会児童のうち、特別な支援を要する児童について、出身保育園等へ保育状況等の聞き取りを行い、学童クラブへの移行を円滑に行いました。 学童クラブ 15箇所(受け入れ人数 106人)	
13	障がい児支援サービス	未就学の障がい児に対し、集団生活への適応訓練などを行う「児童発達支援」、就学している障がい児に対し、放課後又は休日において生活訓練などを行う「放課後等デイサービス」などを実施し、障がい児の療育支援に取り組めます。	障がい者支援課	A	1	○児童発達支援 469件 ○放課後等デイサービス 3,112件	
14	特別支援教育	障がいのある子どもだけでなく、全ての子どもたちが必要としている指導や支援を受けられる教育を推進するため、特別支援教育検討委員会の定期的な開催、巡回相談や巡回指導等に取り組めます。また、教職員に対して特別支援教育の正しい理解を促し、適切な指導ができるよう、特別支援教育コーディネーターの養成・育成や研修の充実を図ります。  《令和6年度目標値》 巡回相談・教育相談 全園実施 副籍交流事業参加者数 実施率の増加	指導室	A	3	○特別支援教育検討委員会を2回開催(書面開催)し、「あきる野市特別支援教育推進計画 第三次計画」の作成を通して、様々な障がいがある児童・生徒の保護者や専門家の意見を参考に、関係機関との連携の在り方について協議を行いました。  ○指導室において、スクールソーシャルワーカーを3人体制を継続し、関係機関同士の連携を円滑に行いました。	

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
15	障害者虐待防止センター	障害者虐待防止センターを委託運営し、障がい者への虐待防止に取り組めます。また、虐待を受けた障がい者及び養護者に対して行う相談、指導及び助言を実施します。さらに、障がい者虐待の防止及び養護者に対する支援に関する広報、啓発活動を推進します。 障がいのある子どもについては、障がい者施設従事者が虐待した場合が対象です。虐待を把握した場合には、障がい者施設に対して指導等を行います。	障がい者支援課	A	2	○障害福祉サービス等事業所に対する虐待指導 1件		
16	子ども食堂推進事業	子ども食堂を運営する団体等に補助金を交付し、子ども食堂を運営する団体等を支援するとともに、子ども食堂を利用する子どもやその保護者の生活実態を把握し、必要に応じて支援につなげます。 《令和6年度目標値》 補助対象団体数 3団体	子ども政策課	A	4	市内において、地域の子どもやその保護者が気軽に立ち寄り、栄養バランスの取れた食事を取りながら、相互に交流を行う場を提供する取組(子ども食堂)を行う団体に補助金を交付しました。 補助対象団体数 1団体		
17	子どもの学習支援事業	学習に不安のある児童・生徒の基礎学力の向上や家庭学習の習慣付けを図り、将来に希望を持って就学できるようにすることを目的に実施します。	子ども政策課	A	2	令和3年度から学習・生活支援事業と名称を改め、新型コロナウイルス感染症対策を十分に講じた上で、子どもに対する学習意欲及び学力の向上を目的とした学習支援、生活習慣の形成及び社会性獲得のための居場所の提供、日常生活等における悩み及び進路に関する相談支援を行うとともに、必要に応じて保護者に対する養育支援を行いました。 集合型事業 100人(定員100人) 訪問型事業 5人(定員5人)		
18	外国につながる子どもへの支援	海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「子育て応援サイトのキッズ」等により、子育て支援情報を提供します。	子ども政策課	A	2	○子育て応援サイト&アプリ るのキッズ 海外から帰国した幼児や両親が国際結婚の幼児など、外国につながる子どもが円滑に教育・保育や地域子ども・子育て支援事業等を利用できるよう、多言語機能を有する「子育て応援サイトのキッズ」等により、子育て支援情報を提供しました。 ・子育て応援サイト るのキッズ アクセス件数 111,891件 ・子育て応援アプリ るのキッズ アプリダウンロードユーザー数 1,374人(令和4年3月31日現在)		

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
<b>基本目標2 全ての保護者が子育てを楽しみ子どもと共に成長できる環境の整備</b>								
<b>①母と子の健康の保持・増進</b>								
19	母子健康手帳の交付	母子保健法に基づき、妊娠届を提出した人に母子健康手帳を交付します。また、母子健康手帳の交付時に行う保健師等との面談のスムーズな実施及び対応に努めます。  《令和6年度目標値》 妊娠届受理件数 450件	健康課	A	2	継続して実施しました。 妊娠届受理件数 404件 母子健康手帳の交付件数は428件		
20	妊婦健康診査	妊婦の健康管理や保持増進を図り、安全・安心な妊娠、出産に資するために適切な健康診査を行います。	健康課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり		
21	母親学級(母性科、育児科)	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るため、母親学級等(離乳食教室、育児グループ)を実施します。また、安心して、妊娠・出産ができるように、妊娠期から子育て期を通じて、子育て家庭のニーズに合った講座や教室を実施し、夫婦で参加しやすい体制づくりに努めます。  《令和6年度目標値》 平日コース実施回数(受講者数) 4回(96人) 土曜コース実施回数(受講者数) 4回(96人) 離乳食教室 実施回数(受講者数) 24回(250人) ※全月齢合計	健康課	A	2	○母親学級は2日制の平日コースと半日制土曜コースを実施しました。 平日コース 実施回数 5回 受講者 84人 土曜コース 実施回数 4回 受講者 71人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を徹底し、少人数制とし、回数を増やして、実施しました。  ○離乳食教室は乳幼児の月齢に合わせたコースで実施しました。 おおむね5~6か月 実施回数 10回 受講者 41人 おおむね7~11か月 実施回数 8回 受講者 27人 おおむね1歳~1歳6か月 実施回数 4回 受講者 9人 総合(おおむね4~6か月) 実施回数 2回 受講者 9人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を徹底し、少人数制とし、実施しました。		
22	産後ケア事業	産後に家族などから十分な援助が受けられず、心身のケアや育児のサポート等を必要とする母子に対して、安心して子育てができるように産後の支援を行います。	健康課	A	2	利用実績 宿泊型 1件 通所型 5件 訪問型 9件 計 15件		
23	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭[新生児訪問(生後2か月まで)を含む。]を訪問し、子育て支援情報の提供や養育環境等の把握を行い、必要なサービスにつなげます。	健康課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり		
24	育児相談・一般相談	母性及び乳幼児の健康保持、増進を図るとともに、子育てに関する相談や親同士の仲間づくり、情報交流の場づくりを図るため、育児相談、母子保健相談、栄養相談、歯科相談、心理相談等を実施します。また、多様化する相談にも対応できる総合的な窓口や職員のスキル向上等の体制強化を推進します。  《令和6年度目標値》 育児相談 相談者数 970人 【乳児・幼児】 健康相談 面接対応人数 3,390人 【妊婦、産婦、乳幼児、その他】 健康相談 電話対応人数 440人 【妊婦、産婦、乳幼児、その他】	健康課	A	2	相談件数の増加や相談内容の多様化に対応できるよう、職員を積極的に研修に参加させ、体制づくりを進めました。また、親同士の仲間づくりができるよう支援しました。  ○育児相談(乳児、幼児)の実績等 従事者 保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士 36回実施 相談者394人  ○健康相談(妊婦、産婦、乳幼児、その他)の実績等 健康課に所属する保健師、助産師が随時対応 面接対応 928人 電話対応 1,117人  ※育児相談は、定員を設け、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を徹底し、実施しました。妊婦訪問は、希望により訪問し、それ以外は、電話対応としました。		

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】	【達成度基準】
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】		A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
<b>②子ども・子育てに関する相談窓口の充実</b>								
25	子ども家庭支援センター	子どもの健やかな成長及び福祉の向上を図るため、子ども及び家庭に関する総合相談、子育て支援サービスの調整、子育て講座の開催、子育てグループ等の育成及び支援を行います。また、相談内容や子育て講座への参加者等のニーズや状況に合わせた支援体制を強化します。	子ども家庭支援センター	A	2	リーフレット、通信誌、メール配信等により相談事業等について周知を図りました。また、各関係機関への訪問、会議及び連絡会を実施して連携強化を図り、子ども及び家庭に関する相談対応を行いました。 講座については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、回数や人数を減らしながら利用者のニーズに合った内容を実施するとともに、継続してアンケートも実施しました。子育てグループの支援については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、交流会等は中止しましたが、グループ活動の場については人数、時間を制限しながら、提供しました。		
26	利用者支援事業	利用者支援事業は、子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業で、本市では、基本型及び母子保健型により実施しています。 基本型では、18歳未満の子どもや保護者等が教育・保育施設や地域の子育て支援事業、子育てや子どもの発達等に関する相談窓口などを円滑に利用できるよう、情報提供を行い、必要に応じて相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行います。また、専任の職員等が子育てひろば等に出向いて支援を行います。 母子保健型では、妊娠から子育て期にわたるまで、切れ目ない支援を行うために母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1人以上配置します。また、母子健康手帳交付時に保健師等による妊婦面接や妊娠期の電話連絡・訪問等を実施することで、妊娠から、全ての妊産婦等の状況を継続的に把握し、支援を行います。	子ども家庭支援センター健康課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
27	障がい者相談支援センター	障害の程度・状態に合わせ意思決定の支援に配慮しつつ、障がい者本人が自らの選択・決定に基づき、相談支援等を受けられるよう、身体障がい・知的障がい・精神障がい・難病患者に関する相談支援を行います。	障がい者支援課	A	3	相談件数 ○身体障がい児 1人 ○知的障がい児 8人 ○精神障がい児 39人 ○難病患者のうち児童 1人		
<b>③子育てに対する意識啓発と情報提供</b>								
28	子育てに関する意識についての啓発活動の推進	妊婦やその家族等を対象とした母親学級等を通して、子どもを産み育てることの喜びや意義を理解してもらうための意識啓発を進めます。 また、若年夫婦や特に支援が必要な子どものいる家庭等においても、不安や負担なく、安心して妊娠・出産ができる支援体制の強化に努めます。  《令和6年度目標値》 平日コース(開催12日)受講者数 96人 土曜コース(4学級) 受講者数 96人	健康課	A	2	○母親学級は2日制の平日コースと半日制土曜コースを実施しました。 平日コース 実施回数 5回 受講者 84人 土曜コース 実施回数 4回 受講者 71人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のための対策を徹底し、少人数制とし、回数を増やして、実施しました。		
29	子育て関連情報の提供	子育て支援ガイドブックや子育て応援サイト&アプリ、メール配信サービス等により、子育て関連情報を提供します。 また、SNSによる情報発信等について検討していきます。  《令和6年度目標値》 子育て応援メール登録者数 3,000件 ※令和7年3月末時点 子育て応援サイトのキッズアクセス件数 122,890件 子育て応援アプリのキッズアプリダウンロードユーザー数 2,402人 ※令和7年3月末時点	子ども政策課 子ども家庭支援センター	A	2	(子ども家庭支援センター) ○るのキッズ通信 年間4回 各回700部発行(ホームページ閲覧可) ○「子育て応援メール」の配信 登録者数3,242件(令和4年3月31日現在)  (子ども政策課) ○子育て応援サイト&アプリ るのキッズ 安心して子どもを産み育てることができるように、妊娠、出産、子育て支援、就労支援などの情報を発信しました。 ・子育て応援サイト るのキッズ アクセス件数 111,891件 ・子育て応援アプリ るのキッズ アプリダウンロードユーザー数 1,374人(令和4年3月31日現在)		

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
30	子育て支援講座(家庭教育学級等)	乳幼児・児童・生徒の保護者が、子どもの発達段階に応じて家庭教育の意義と役割を体系的・総合的に学習する場として、家庭教育学級等を充実させます。子どもの健やかな成長を促すための環境づくりの一助とするため、子どもの発達段階に応じた学習型講座と親子の絆を深め、子育てへの自己肯定感を育むための親子体験型講座を実施します。また、市民のニーズに合う講座内容や開催日時等の設定をすることで、より多くの参加者への学習機会の充実に努めます。	生涯学習推進課	A	2	○家庭教育学級 ・「初めての子育て～子どもとのステイホームを楽しむコツ～」令和3年10月24日、令和3年10月31日(全2回)、受講者 延べ9人 ・「気持ち少し楽になるアンガーマネジメント講座～イヤイヤ期の子どもとの向き合い方を学ぼう～」令和3年11月20日 受講者 8人  ○家庭教育講座【体験学習】 【親子自然体験教室】 ・「わくわくドキドキ、親子探索GO! GO! GO!」令和3年10月2日 受講者 17人 【親子絵本教室】 ・「親子 de 絵本!」～親子で『はらぺこあおむし』の世界を冒険しよう～ 令和3年11月7日 受講者6人 【親子工作教室】 ・「手作り・ほんわか・クリスマス!～親子でかわいい松ぼっくりリースを作ろう!～」令和3年12月4日 午前の部・午後の部(全2回)、受講者 延べ29人		
<b>④子育てしやすい支援体制の充実</b>								
31	子育て短期支援事業	保護者の疾病や出産、冠婚葬祭、心身のリフレッシュ等により、家庭での乳幼児の養育が一時的に困難な場合に、児童養護施設などで一時的に乳幼児をお預かりし、これらの乳幼児及びその家庭の福祉の向上を図ります。 休日・宿泊を含めたショートステイ事業と夜間に預かりを行うトワイライトステイ事業*があり、本市では、児童養護施設「東京恵明学園」(所在地:青梅市)に委託し、ショートステイ事業を実施しています。	子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
32	地域子育て支援拠点事業	公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流や子育ての不安や悩みを相談できる場を提供します。 市では、子育てひろばを5か所設置し、子育て相談や講座のほか、子育てサークルの活動支援を実施しています。 更なる支援の拡充に向け、子育て中の親子のみならず、祖父母も一緒に参加できる講座なども企画し、世代を超えた支援が行われる環境の構築に向けて取り組んでいきます。	子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
33	一時預かり事業	幼稚園在園児を対象とした預かり保育事業をはじめ、保護者の疾病、出産及び親族の看護その他育児疲れ等でリフレッシュしたいときのために、保育所等で就学前までの児童をお預かりする一時預かりを行います。	保育課 子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
34	時間外保育事業	勤務時間や通勤時間の都合で開所時間(標準保育の11時間又は短時間保育の8時間)を超えて保育が必要な世帯を対象に実施します。	保育課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
35	病児・病後児保育事業	病中又は病後回復期にあるため集団保育が困難な小学校3年生までの児童を公立阿伎留医療センターの敷地内に設置した病児・病後児保育室でお預かりし、保護者の子育てと就労等との両立を支援します。	子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり		
36	児童手当の支給	中学生以下の児童を養育している方に、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的として手当を支給します。	子ども政策課	A	2	児童手当受給者数 10,283人(小学校修了前6,948人、中学生2,092人、里親18人) 窓口連携により出生や転入時に申請漏れがないよう対応しました。		

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
37	医療費の助成	①乳幼児医療費助成 小学校就学前の児童を養育している方に、児童の保健の向上と健やかな育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。 ②義務教育就学児医療費助成 小・中学生を養育している方に、児童の保健の向上と健全な育成を図るとともに、子育ての支援に資することを目的として医療費を助成します。(所得制限あり)	子ども政策課	A	2	○乳幼児医療費助成制度 窓口連携により出生や転入時に申請漏れがないよう対応しました。 都制度のため、所得制限の撤廃や国の制度になるように要望しました。 受給者数3,743人  ○義務教育就学児医療費助成制度 窓口連携により転入時に申請漏れがないよう対応しました。 都制度のため、所得制限の撤廃や国の制度になるように要望しました。 受給者数6,540人		
38	入院助産費の支給	東京都の制度で、出産に当たって保健上必要であるにもかかわらず、経済的な理由で病院又は助産所に入院できない生活保護世帯や住民税非課税世帯等の妊産婦の方を対象に、出産に要する費用を助成します。	子ども家庭支援センター	A	2	継続して実施しました。 支給件数 3件		
39	幼児教育に対する支援	私立幼稚園等に通園する幼児の保護者の経済的負担を軽減するために国や都の補助制度を活用するなどの各事業を実施し、幼児教育の振興と充実を図ります。	保育課	A	2	○幼稚園・認定こども園・幼児園(7園) ○園児数 661人(令和3年5月1日現在) ○私立幼稚園等園児保護者負担軽減費補助金交付事業(補助対象延べ人員7,526人) ○私立幼稚園協会研修費補助金交付事業 ○私立幼稚園教育振興費補助金交付事業(幼稚園1園、幼児園1園)		
40	実費徴収に係る補給給付を行う事業	子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園に通う低所得者等に対して、保護者が支払うべき食事の提供(副食の提供に限る。)に係る実費徴収額に対して補助をします。	保育課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」とおり		
41	就学援助費の支給	経済的理由により学用品の購入等が困難な世帯に、市が援助を行い、保護者の経済的負担の軽減を図ります。また、経済的な援助を必要とする世帯に支援が行き届くよう、より効果的な周知方法を検討します。	教育総務課	A	2	認定児童・生徒数 要保護者 小学校 4人 中学校 3人 ※要保護のうち、ひとり親家庭に対する認定児童・生徒数 小学校4人、中学校2人 準要保護 小学校 522人 中学校 281人 ※準要保護者のうち、ひとり親家庭の認定児童・生徒数 小学校 320人、中学校 169人		
<b>⑤ひとり親家庭等への支援の充実</b>								
42	母子・父子相談	ひとり親家庭が抱えている様々な問題などの相談に応じ、問題解決に向けて支援します。	子ども家庭支援センター	A	2	相談件数 母子相談(実相談人数648人・相談延べ件数 1050件) 父子相談(実相談人数 4人・相談延べ件数 9件)		
43	母子・父子自立支援プログラム策定事業	児童扶養手当受給者一人ひとりの状況、ニーズ等に対応した母子・父子自立支援プログラムを策定します。プログラムに基づき、児童扶養手当受給者に対して、きめ細やかで継続的な自立及び就労を支援します。 事業を積極的に周知し、相談につなげていくことで、ひとり親家庭の生活の安定及び自立を支援します。	子ども家庭支援センター	A	2	プログラム策定件数 母子 4件		

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了	【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】			
44	児童育成手当・児童扶養手当の支給	①児童育成手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として育成手当を支給します。また、20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度の障がいがある方等を養育している方には障害手当を支給します。(所得制限あり) ②児童扶養手当 父母の離婚等により、18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育している母子家庭や父子家庭等の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的として手当を支給します。(所得制限あり)	子ども政策課	A	2	○児童育成手当 受給者数 867人(世帯) 受給児童数 1,270人  ○児童扶養手当 受給者数 607人 支給停止者数 119人		
45	ひとり親家庭等医療費助成	18歳に達する日の属する年度の末日以前(20歳未満で規則に定める程度の障がいの状態にある方を含む)の児童を養育しているひとり親家庭等に、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与するとともに、福祉の増進を図ることを目的として医療費を助成します。(所得制限あり)	子ども政策課	A	2	受給者数 1,348人(626世帯) 医療費助成件数 14,761件		
46	ひとり親家庭ホームヘルプサービス事業	中学生以下の児童を扶養しているひとり親家庭が、日常生活を営むのに著しく支障等がある場合、生活の安定を図ることを目的に、ホームヘルパーを一定期間派遣します。  《令和6年度目標値》 ヘルパー派遣の利用件数 3件(延べ200日)	子ども家庭支援センター	A	2	制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 ヘルパー派遣会社への委託事業 2社 利用件数2件 延べ44日		
47	東京都母子及び父子福祉資金	東京都の制度として、ひとり親家庭が経済的に自立して安定した生活を送るために必要とする資金を貸付けます。	子ども家庭支援センター	A	2	制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 貸付件数 11人(支給件数:母子13件・父子0件)		
48	母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業	ひとり親家庭の母親等の経済的な自立を促進するため、指定した職業能力開発のための講座を受講し、修了した場合に、自立支援教育訓練給付金を支給します。  《令和6年度目標値》 支給件数 2件 受講した内容が職に活かされた件数 2件	子ども家庭支援センター	A	2	制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 支給件数 0件		
49	母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業	ひとり親家庭の母親等が就職の際に有利で、かつ生活の安定に資する資格の取得のため、看護師等の養成機関で1年以上修業する期間中の生活の負担を軽減するため、高等職業訓練促進給付金等を支給します。  《令和6年度目標値》 訓練促進給付金 7件 修了支援給付金 2件 資格を生かした職に就くことができた件数 2件	子ども家庭支援センター	A	1	制度の周知を図りながら、継続して実施しました。 支給件数 訓練促進給付金 12件 修了支援給付金 5件		

あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		令和3年度 実績・評価				
項目	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)	担当課	令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】	令和3年度(実績・取組状況)
						【評価基準】 A：定常的実施 B：一部着手 C：未着手 D：完了
<b>基本目標3 子ども・子育て家庭が社会全体に見守られ、安全に安心して暮らせる環境の整備</b>						
<b>①子どもの安全・安心の確保</b>						
50	子どもの安全の確保	保育所、幼稚園、学校などの安全対策を進めるとともに、職員や学校関係者、学校安全ボランティア等による防犯パトロールなど、施設の周辺や通学路における防犯活動を推進します。 また、子どもたちに安全教育を行うとともに、市民に向けて、防災行政無線や安心メールにより、交通安全・防犯に関する情報を配信するなどし、防犯意識の向上に努めます。	教育総務課 保育課 地域防災課	A	2	(教育総務課) ○毎学期の始めに、教育職員による防犯パトロールを実施しました。 ○通年、学務係職員による青色回転灯付自動車での防犯パトロールを実施しました。(月4回程度) ○市職員有志により、通勤時防犯パトロールを実施しました。 ○学校安全ボランティアの見守りと、50か所の防犯カメラによる安全確保を実施しました。  (保育課) ○安全教育を実施しました。  (地域防災課) ○防災行政無線やメール配信サービスにより、交通安全・防犯に関する情報の配信を行いました。 ○不審者情報等があった際、該当地域の町内会・自治会会長及び防犯協会へ情報提供をするとともに、青色回転灯付パトロール車により、地域の巡回活動を行いました。  (地域防災課・教育総務課) ○防災行政無線により、地域の方へ下校時の児童の見守りをお願いする放送を行いました。
51	子どもの危機管理体制の充実	子どもを不審者や暴力、虐待、薬物等から守るため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に関する情報を共有し、その対策について協議するとともに、関係機関等への情報提供により、社会全体で子どもたちの安全・安心の確保に努めます。	子ども政策課	A	2	子どもの安全・安心を確保するため、子どもの危機管理会議を開催し、子どもの危機に係る対策を協議するとともに、関係各課と連携しながら、情報の収集及び共有を図りました。 開催回数 1回(書面開催)
<b>②子育てを支援する生活環境等の整備</b>						
52	赤ちゃん・ふらっと事業の推進	東京都の制度で、小さなお子さんを連れての方が安心して外出できるよう整備された授乳やおむつ替え等ができるスペースです。公共施設や小さなお子さんを連れて出かける身近な場所への整備を推進します。	子ども家庭支援センター	A	2	市内11か所(都の施設1か所) 乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境を整え、授乳やおむつ替え等ができるスペースを継続して確保できるよう努めました。
53	子育て世帯の住生活を支援する取組の推進	住生活基本法及び住宅セーフティネット法の趣旨を踏まえ、子育て世帯が安全・安心な住生活を営めるよう、居住の安定を図る取組を推進します。	都市計画課	A	2	○市営住宅の公募において、子育て世帯の優先入居を設定するなどの取組を行いました。 ○子育て世帯の居住の安定を図る取組を推進するため、居住支援協議会の立ち上げ検討会を開催し、住宅セーフティネット制度等について、関係各課と連携しながら情報の収集及び共有を図りました。 開催回数：1回
54	安全・安心に利用できる子育て空間の充実	市民が安全に安心して利用できる公園や空き家など既存ストックを活用した子育て空間の確保など、都市計画マスタープランなどの市の計画を生かした、まちづくりを進めていきます。	都市計画課 管理課	A	2	(都市計画課) ○地域コミュニティの拠点などの子育て空間への活用に対応できるよう、市内の空き家把握に努めました。  (管理課) ○公園利用者が、安心して利用できるよう適正な維持管理を行いました。

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了 【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】		
55	公共施設・公共機関・道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化	公共施設や道路等のバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化、市内道路整備路線での歩道等の設置を推進します。	都市計画課 管理課 建設課 施設所管課	A	2	継続して実施しました。	
56	小・中学校の施設整備事業	小・中学校の施設・設備を法律に適合し、安全で衛生的かつ利便性のある状態とすることを目的として整備します。	教育総務課	A	3	継続して実施しました。 ・西秋留小学校特別支援教室棟改修工事 ・体育館空調設備設置工事(小学校10校)	
57	多様な主体が子ども・子育て支援新制度に参入することを促進するための事業	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進など、多様な事業者の能力を活用していく事業については、質の確保を前提とした上で、地域のニーズを捉えながら検討していきます。	保育課	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり	
<b>③地域における子ども・子育て支援の推進</b>							
58	子育てグループ等への活動支援	地域の子育てグループ(子育てサークル)に関する情報を把握し、情報提供と情報交換のために連絡会や交流会等の機会を設定します。また、子育てグループ育成のための支援や参考図書等の貸出しを行います。  《令和6年度目標値》 子育てグループ登録件数 25件	子ども家庭支援センター	A	2	新型コロナウイルス感染症拡大防止の対策として、グループ活動の場を提供するための部屋を人数制限を条件に確保し支援を行いました。また、人数が多くなる連絡会、交流会は開催することができませんでした。  令和3年度子育てグループ登録件数 27件	
59	保育所・幼稚園・認定こども園の園庭開放	保育所、幼稚園及び認定こども園において、未就園児やその保護者に対して園庭開放を実施します。	保育課	A	2	継続して実施しました。(新型コロナウイルス感染症拡大防止のため予約制等で実施) 公立保育所3園、私立保育所12園、私立幼稚園2園、認定こども園4園	
60	ファミリー・サポート・センター事業	育児の援助をしたい方(提供会員)と、育児の援助をしてほしい方(依頼会員)が会員となり、地域の中で助け合いながら子育ての援助活動を行う会員組織です。会員組織で相互の活動の連絡・調整を行うなど、地域ぐるみで安心して子育てができる環境を目指し、体制強化を図ります。	子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり	
61	地域子ども育成リーダー事業	地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人たちの知識、経験などを生かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担うあきる野市地域子ども育成リーダーを養成します。引き続き、事業の周知啓発を進め、リーダーとなる人材の発掘から育成に努めます。また、地域子ども育成リーダーが主体となり自由な発想で実施する子どもの育成や子育て支援などの提案事業に対して補助金を交付し、地域で子どもを育成する環境の推進を図ります。  《令和6年度目標値》 地域子ども育成リーダー認定者数 44人(計409人)	子ども政策課	B	3	○あきる野市地域子ども育成リーダー事業 地域の絆を深めるとともに、郷土愛を持った「あきる野っ子」を育てるため、大人たちの知識、経験などを生かして、それぞれの地域における子どもの安全・安心の確保と健全な育成を担うあきる野市地域子ども育成リーダーを養成しました。 新規養成研修会(オンライン開催) 新規認定者数 20人(計206人) フォローアップ研修会(オンライン開催) 1回  ○あきる野市地域子ども育成リーダー提案事業 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。	
62	子育て支援を担う地域人材の確保	放課後子ども教室等の活動支援を行う、コーディネーター、安全管理員、地域のボランティア等の人材育成を推進します。	生涯学習推進課	A	2	○放課後の子どもたちの安全な活動の場を提供するための人材確保、また、新規実施校1校の開設に伴い、スタッフの確保・調整を進めました。 ○研修会を実施し、スタッフの資質向上に努めました。	

項目	あきる野市子ども・子育て支援総合計画(令和2年3月策定)		担当課	令和3年度 実績・評価		令和3年度(実績・取組状況)	【評価基準】 A: 定常的実施 B: 一部着手 C: 未着手 D: 完了 【達成度基準】 1: 計画以上(105%以上) 2: 計画どおり(95%~105%) 3: 概ね計画どおり(85%~95%) 4: 計画以下(85%以下)
	事業名 (事業内容)	今後の方針 (令和6年度までの方向性・目標)		令和6年度までの方向性・目標に対する評価 【A・B・C・D】	令和6年度までの方向性・目標に対する達成度 【1・2・3・4】		
63	児童虐待防止対策(養育支援訪問事業・要保護児童対策地域協議会)	養育支援が特に必要な家庭に対し、保健師及び保育士等の専門職員が、訪問等により養育に関する指導、助言及び家事援助等を行うことで適切な養育を実施します。また、要保護児童を早期発見し、迅速な対応が図れるよう、要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関が情報共有や協議等を行うことにより適切な支援及び児童虐待の未然防止につなげます。	子ども家庭支援センター	A	2	別紙「地域子ども・子育て支援事業(法定13事業)の進捗状況について」のとおり	
<b>④仕事と子育ての両立の推進</b>							
64	ワーク・ライフ・バランス推進事業所認定事業	市内のワーク・ライフ・バランスの推進に取り組む事業所等を、「あきる野市ワーク・ライフ・バランス推進事業所」として認定し、その取組内容を広く周知することで、市におけるワーク・ライフ・バランスを推進します。  《令和6年度目標値》 ワーク・ライフ・バランス推進事業所 6社以上 (認定事業所数)	企画政策課	B	3	新型コロナウイルス感染症による市内事業者などへの影響を鑑みて、毎年度実施している市広報による周知については、実施を見送ることとしました。  《認定事業所数(令和3年度時点)》 ワーク・ライフ・バランス推進事業所 4社	
65	育児休業制度等の普及啓発	市民や市内事業者を対象に、広報などでのPRにより育児休業制度などの各種就労支援制度の普及啓発を進めます。引き続き、公共施設の案内コーナー及び商工会などにリーフレット・パンフレットを置き、制度の周知及び理解を促します。	商工振興課	A	2	市民や市内事業者を対象に、公共施設の案内コーナー及び商工会などにリーフレットやパンフレットを配置し、育児休業制度などの各種就労支援制度の周知及び普及啓発を実施しました。	
66	子育て中の親の再就職支援の充実	就労意欲を持つ子育て中の女性に対して、ワーキングセミナーを開催することにより、再就職に資する情報の提供を行います。 また、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Stalにおいて、ハローワーク求人情報端末の周知を図るほか、就職支援機関と共催で就職及び創業支援セミナーを実施することにより、Bi@Stalにおける就労支援を拡充し、幅広い就労ニーズに対応できる体制を構築します。	商工振興課	A	3	令和2年度に引き続き、新型コロナウイルス感染症の影響によりセミナー等の開催はできませんでしたが、あきる野創業・就労・事業承継支援ステーションBi@Stalにおいて、子育て中の親も対象とした就労相談窓口を再開したことで、再就職支援を図りました。	
67	男女共同参画の意識啓発	「男は外で働き、女は家庭を守るべき」といった固定的性別役割分担意識の解消を図り、男女がお互いの個性を認め合いながら、いきいきと暮らしていく社会の実現に向け、「第4次あきる野男女共同参画プラン」に基づき、男女共同参画に関するチラシやポスターの設置及び掲示等、意識啓発等を実施します。  《令和6年度目標値》 「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率(市民アンケート調査による) 37.5%以上	企画政策課	A	3	平成30年3月に策定した第4次あきる野男女共同参画プランに基づき、男女共同参画に関するチラシ及びポスターの設置や掲示、市ホームページの更新、市広報への掲載等、男女共同参画に向けた意識啓発に取り組みました。また、令和4年3月をもって第4次プランの計画期間が終了することから、より一層施策を推進するため、新たに第5次あきる野男女共同参画プランを策定しました。 本プランの策定に当たっては、第4次プランにおける取組を様々な角度から検証し、第5次プランにおいてより実効性のある施策の推進を図っていくことを目標としました。  《市民アンケート調査結果(令和2年度実施)》 「男女共同参画社会とはどのようなことか」を知っている比率 34.0% ※令和4年度市民アンケート実施予定	